

## 事業成果報告書

1. 個人または団体名(団体名の場合は代表者名も記入)	
近 江 美 保	
(代表者名: )	
2. 研究または活動のテーマ(課題名)	
「貿易自由化と女性——WTO (世界貿易機関) システムに関するフェミニスト分析」	
3. 助成額	
420, 000円	
4. 実施期間	
2012年8月 ~ 2013年6月	
5. 実施状況	
2012年8月～2013年2月	博士論文加筆修正作業(以前より進めていたものの継続)および脚注等整理
2013年2月8日	出版社に原稿入稿
3月～4月	初校校正作業
5月	2校校正作業
6月28日	刊行
6. 事業成果と自己評価	
[事業成果]	
<p>本研究テーマについて2010年7月に提出した博士論文を出版するにあたり、下記のとおり5章構成だったものを6章構成とし、加筆修正した。</p> <p>① 当初「第2章 フェミニスト分析—フェミニスト視点から国際社会を見る」となっていた部分を「第2章 フェミニスト分析—第三世界フェミニズムからの問いかけ」と「第3章 国際的事象を対象とするフェミニスト分析」という2章に分け、それぞれに加筆した。第2章部分については、フェミニスト分析とは何かについて検討した後、チャンドラ・モハンティ(Chandra Mohanty)の著書 <i>Feminism without Borders</i> による議論をもとに、第三世界フェミニズムの目ざすものと、南と北(第一世界)のフェミニズムとの連帯の可能性を探ることが本書のアプローチの基盤にあることを明確にした。また、第3章においては、フェミニスト経済学、国際関係論、国際法学における先行研究から得られる知見について整理し、フェミニスト視点か</p>	

ら貿易自由化を扱うことの意義について、第2章との関連において論じた。

- ② 第4章「フェミニスト視点からみた貿易自由化を WTO システム」と第5章「WTO 法とジェンダー平等政策の両立性」においては、WTO 諸協定やそれらを用いた WTO の紛争解決制度(国家間の主張の対立に関する裁定制度)の運用、あるいは WTO 諸協定の規定と各国の国内政策としてのジェンダー平等政策の両立性について、できるだけ具体例を入れて読者に論点が伝わり易くすることを心がけながら、書き直し作業を進めた。
- ③ 第6章「貿易自由化とフェミニスト分析の可能性」においては、これまでの議論をまとめるとともに、さまざまな形の公私二分法が経済的利益を優先し、何らかの犠牲を作り出すために利用されていることを指摘した。また、博士論文においては取り上げることのできなかった、国家中心的な国際法システムにも言及し、そこには国際に対する国内(domestic)を議論の対象から排除する効果があり、しかも国家は、主権平等原則にもとづいて他の国家の行為を損なうことを互いに避けようとするため、いずれも国際法という大きな枠組みの中にありながら、WTO 法と国際人権法という異なる2つのサブ・レジーム間での調整機能をもたない(いずれかの国際法レジームが優位するという判断を下すことを避ける)という特徴が、WTO システムを取り巻く問題においても問題となっていることを指摘した。これらの問題点を乗り越えるためには、長期的にはグローバルに社会政策を扱うことが必要であり、短期的には、現在のWTO 法を「ゆるやかに」適用することが必要であると考えられることを示唆した。

以上の内容について、2013年6月28日に『貿易自由化と女性—WTOシステムに関するフェミニスト分析』として、出版することができた。

#### [自己評価]

予想以上に時間がかかってしまったが、出版に向けて博士論文を再点検し、加筆修正を行うことによって、博士論文では明確にされていなかった国際法の「国家中心主義」へのフェミニスト視点からの批判や、それを乗り越えるために「国際／国内」や「経済／社会」という二分法に阻まれて取り組まれてこなかった「グローバル社会政策」概念が必要であるという結論を導くことができ、本書全体としての論旨を明らかにすることができたと考える。また、十分とは言えないが、貿易自由化、中でも貿易自由化に関する国際法規定と女性という一見何の関係もないように見えるテーマについて、読者に理解してもらえよう、関連分野から収集した具体的な事例を含めることができた。

しかしながら、国際法学分野における貿易自由化と女性というテーマについての研究は、いまだ不十分であり、今後、さらに WTO 法を始めとする国際法の批判的分析と、貿易自由化の女性への影響に関する具体的な事例による分析の両方において、研究を進めていきたいと考えている。